

英米に於ける労働組合と共謀罪

田 中 和 夫

- 一 労働者法
- 二、三 第十八世紀に於ける刑事共謀の法理
- 四 團結法
- 五 團結法の廢止と刑事共謀の法理の復活
- 六 英國の労働組合法
- 七 米國に於ける發展

英米の労働者が、今日の團結權及び團體交渉權を確保するに至つたのは、永年に互る不斷の努力の結果である。彼等が最初に闘わなければならなかつたのは、労働組合を結成すること自體が共謀罪となるとする法理に對してであつた。本稿に於て取扱おうとするのは、この労働組合に對する刑事共謀 (criminal conspiracy) の法理の沿革についてであつて、それは英米労働法史の第一章をなすものである。^(一)

(一) 本稿に於て主として参考とした文献は次の如くである。

- Jenks, A Short History of English Law, 3rd ed., 1924, pp. 320—339.
- Holdsworth, A History of English Law, vol. 2, 3rd ed., 1923, pp. 459—462; vol. 3, 3rd ed., 1923, pp. 401—407; vol. 8, 1925, pp. 379—384; vol. 11, 1937, pp. 475—501.
- Stephen, History of the Criminal Law of England, vol. 3, 1883, pp. 202—227.

英米に於ける労働組合と共謀罪

Dicey, *Law and Opinion in England*, 1905, pp. 95—102, 190—200, 266—272.

Landis, *Cases on Labor Law*, 1934, pp. 1—37.

Gregory, *Labor and the Law*, 1946, pp. 13—30.

高柳教授 *Conspiracy*, 日本タイムズ、昭和二十二年六月一四—一六日。

なお、その他に是非参考といたく思つた文献が相當にあつたが、一橋大學圖書館には英米法關係の本が極めて少ないため、見ることができなかった。右に引用した著書が必ずしも最新版でないのも、同一の理由に基づく。

—

中世に於ては、莊園制度が農民を身分的に土地に拘束し、且各種のギルドが職人及び徒弟に對して嚴重な統制をしていたので、農民及び労働者には殆んど何等の權利も認められていなかった。ところが、一三四八年から五〇年にかけて、英國にペストが流行し、英國の人口の約半數が減少したといわれ、そのため労働力が激減し、一方に於ては、莊園制度（従つて又その基礎の上に立つ封建制度）の崩壊を促進するとともに、⁽¹⁾他方に於ては、労働賃金が五〇パーセントの騰貴を示すようになった。それで、この労働賃金の騰貴を抑制するために、地主階級の代辯者である國會は、一三四九年及び一三五一年に労働者法（*Statutes of Labourers*）⁽¹⁾を制定するに至つた。英國に於ける最初の労働立法である。

(1) 英國に於ては、第十四世紀の初から、フランダーズ羊毛工業の影響を受けて、一方に於ては、牧畜が盛となり、他方に於ては、商業が勃興して人口が都市に集中するようになり、都市の食糧を生産するために農業も大規模に行われるようになった。

このため、莊園領主が、土地を牧畜や農業の企業家に一定期間賃貸することが始められ、封建的農民が、或は賃金を得て勞務を提供する農業勞働者となり、或は都市に出て行くようになった。このようにして、莊園制度が既に崩壊を始めていたのであるが、ベストによる人口激減の結果この傾向が更に促進せられたのである。

(11) 緊急法 *Emergency Ordinance concerning Labourers and Servants, 1349 (23 Edw. III)* が、Statute of Labourers, 1351 (25 Edw. III, st. 2) によつて確認され補足されたのである。勞働者法は、その後もエリザベスの時代に至るまでしばしば制定されている。

勞働者法は、(イ)六十歳以下の身體健全にして資産のない者は、従前の慣習又は成文法によつて定められた賃金で雇傭する旨の申出があつたときは、その條件で勞働する義務を負ふこととし、(ロ)諸種の勞働者につきその賃金を法定し、(ハ)且これらの規定に違反する者に刑罰を科し、治安判事が略式裁判(即ち陪審によらない裁判)によつて處罰することとした。このように勞働を國家的に統制し、しかもそれを刑罰をもつて強行したのである。この勞働の國家統制の方式は、勞働力の不足の時期が過ぎた後も、數世紀の間行われ、エリザベスの時代には、賃金を成文法で公定する代りに、治安判事が定期的なこれを決定することとされた。⁽¹²⁾

勞働者法は、全體としては、必ずしも勞働者に不評判ではなかつた。⁽¹³⁾ 何となれば、それは價格統制の規定をも含み、且後には勞働者の食事や勞働時間についての規定も多少附加せられたからである。しかしながら、賃金を國家的に公定している以上、勞働者がそれ以上の賃金を要求することは必然的に(勞働者法にも規定されているように)犯罪となり、しかも、勞働者が團結してその要求をなすときは制度そのものを覆えそうとするものとして、國家に對する更に重大な反抗であると考えられる傾向があつた。そして實際に勞働者が團結して勞働賃金や勞働條件の改善を要求すること

がしばしば行われたので、一五四八年には、一定の賃金又は労働時間によつてでなければ働かないと共謀した労働者を、重く罰する法律が制定せられた。^(四)労働者の團結に對する壓迫が始まつたのである。尤も、當時のかゝる團結は多くは永續的なものではなく、且當時に於ては職人の中のある者は後に親方となつたので、親方と職人との對立が明瞭でなかつたから、當時の労働者の團體をもつて、近代の労働組合の先驅であるとする^(五)ことは正當でない。

(一) 労働者法は、終り方には實際には行われていなかつたが、その正式に廢止せられたのは一八七五年である。

(二) 5 Eliz. (1562), c. 4. この法律は、また、徒弟制度を改革し、技術を要する職業には、七年間の徒弟修業を終えた者でなくと從事せしむることとした。

(三) Jenks, op. cit., p. 322.

(四) 2 & 3 Edw. VI, c. 15.

(五) Webb, The History of Trade Unionism, revised ed., 1920, pp. 2-11.

二

英國では、内亂戦争から光榮革命に至る不安な時期を終つて、第十七世紀末から第十八世紀の初にかけて、(エリザベス時代の頃から一時盛になつていた)經濟活動が再び發展を始め、近代資本主義的企業が成立するようになり、營業の自由ということが高唱せられ、第十四世紀以來の企業に關する諸種の制限的法律(労働者に對してのみでなく、雇主・生産者に對しても種々の制限があつた^(一))を非とする考え方が生じ、そのあるものは廢止せられ、他のものは事實上行われなくなつた。^(二)他方に於て、近代的企業成立の結果、労働者の數が多くなり、しかも彼等はその利益を擁護するため團結

する必要を益々感じるようになった。そして、右に述べたように、團結を制限する規定が除かれたので、労働組合が多數結成せられた。近代的労働組合が発生したのである。

- (一) 例えば、前に書いた一五四八年の法律は、食糧品の賣主がその價格を吊上げるように共謀した場合にも、労働者が賃金を増額せしめようと共謀した場合と同様に處罰することにし、又一五五二年の法律(5 & 6 Edw. VI, c. 14)は、買占行爲(engrossing, forestalling and regrating)を犯罪とした。
- (二) 例えば、エリザベスの労働者法によつて、治安判事が定期的に各種の職業につき賃金を決定することになつてしたが、治安判事がこれを決定しなくなつた如きである。

近代的労働組合が盛に結成せられるようになると、資本家は形勢が自己に不利になると考え、國會及び裁判所に對して保護を求め、國會は、第十八世紀にはいつてから諸種の企業につき個別的に、労働者の團結を共謀罪とする法律を作り、裁判所も、特に成文法なくとも、かゝる團體は普通法上共謀罪を構成するとした。後者が即ち普通法上の共謀(common law conspiracy)又は刑事共謀(criminal conspiracy)の法理であつて、その最初の判決は R. v. *Joineymen Tailors of Cambridge* (1721) であるとされてゐる。⁽¹⁾ この事件は、労働者が團結して一定の賃金以下では働くことを拒否する旨の合意をした事件であつて、公訴狀を「成文法の方式に違反して」(contra formam statuti)という文言で結んでいないという抗辯に對して、裁判所は、本件は普通法上の犯罪である共謀に對する公訴であるから、公訴狀をその文言をもつて結ぶ必要がないと云つたのである。⁽²⁾

- (一) 例えば、ロンドン及びウェストミンスターの仕立職人について一七二〇年の法律(7 Geo. I, st. 1, c. 13)で毛織職人につ

英米に於ける労働組合と共謀罪

して一七二五年の法律 (12 Geo. I, c. 34)、製帽職人について一七四九年の法律 (22 Geo. II, c. 27)、絹織職人について一七八七年の法律 (17 Geo. III, c. 55)、製紙職人について一七九六年の法律 (36 Geo. III, c. 111) 等である。

(一) 8 Mod. 10.

(三) 成文法によつて設けられた犯罪については、公訴状の末尾にこの文言を書くことを要した。

(四) なお、第十八世紀中に報告せられた同趣旨の判決として、R. v. Eccles (1783), 3 Dougl. 337; R. v. Hammond (1799),

2 Esp. 719 があり、又同趣旨の傍論として Grose, J. in R. v. Mawbey (1796), 6 F. R. 619 がある。この最後の事件に於て Grose, J. は「各人はその賃金を増額すべきことを主張しても差支ない。しかし、數人がその目的のために共同すれば、それは不法であつて、當事者は共謀罪として起訴されるかも知れない」と云つてゐる。

尤も、この時期即ち第十八世紀に、果してこの普通法上の共謀の法理が行われていたかは、争のある點である。第十九世紀及び第二十世紀初に於ける有力説はこれを否定して⁽¹⁾いたが、最近に於ては Holdsworth, Landis 等がこれを肯定して⁽²⁾いるのであつて、この問題は當時の社會事情に基く一般法律思想を基礎として判断しなければならぬ。次に、當時に於ける共謀罪の法理及び營業の自由に對する束縛についての一般法理について述べることとする。

(一) 例へば Hilton v. Eckerley (1855), 6 F. & B. 47 に於て、第一審の Crompton, J. が傍論として「かゝる團結は直接に營業の自由な經過 (コース) を害しようとするものであり、普通法上の犯罪であつたと云つたのに對し、同審の Campbell, C. J. も第二審の Alderson, B. も反對し、更に Mogul Steamship Co. v. McGregor, Gow and Co. [1892] A. C. 25 に於て Lord Halsbury, L. C. も Lord Hannen も右 Crompton, J. の見解に反對した。又 Steven, op. cit., p. 209; Jenks, op. cit., p. 328; Webb, op. cit., pp. 64, 68 等も、第十八世紀に勞働者の團結を普通法上共謀罪としていたとの見解に反對してゐる。私は、拙稿「英米法に於ける取引制限の法理」季刊法律學三號三四頁、六二頁(昭和二三年)に於て、こ

これらの説に従っていたが、今はこれを改める。

(11) Holdsworth, *op. cit.*, vol. 8, p. 381, vol. 11, p. 480; Landis, *op. cit.*, pp. 10, 11. Landis は (イ) 反對説が、この點についての積極説の根據となつてゐる前掲の R. v. Journeyman Tailors につき、同事件は成文法(前に註の中で述べた 7 Geo. 1, c. 13) に基く犯罪であり、普通法上の犯罪としたものではないと主張するのに對し、同法はロンドン及びウエストミンスターの仕立職人に對して適用あるのみであつて、本事件はケンブリッジの仕立職人の事件であり、その判決自體が本件は普通法上の犯罪として起訴したものであると云つてゐるのであるから、右主張は當らないとなし、(ロ) 本事件の報告が信頼できないとの反對論に對しては、一般的には當時の判例集に對してそう云えるかも知れないが、特定のこの判決に對してそう結論してしまふには、更に充分な證據を必要とするとし、更に (ハ) 反對説が、若し本事件の報告が誤つていないとするも、それは普通法上の基礎を有していない(換言すれば、誤つた判決である)と主張するのに對して、本事件に對する二三の先例のみを頼りとして論ずべきではなく、(普通法も發展するものであるから) 本事件の判決のなされた當時の社會事情に基く一般法律思想を考慮して判斷しなければならぬ、と云つてゐる。なお、第十八世紀に、この趣旨の判決がこれ一つあるのみではなく、他にも同趣旨の判決及び傍論があること、前の註に於て引用した通りである。

三

英米法に於ける共謀罪とは、通常「不法な目的を達成しようとする合意(團結)、又は適法な目的を不法な手段をもつて達成しようとする合意(團結)」であると、定義されている。そして、その不法という意味が、單に犯罪又は不法行爲のみを意味するのではなく、漠然としてゐる點が特徴であるが、初めはそうでなかつた。共謀罪という犯罪が第十四世紀以前から存在してゐたとの見解もなくはないが、一般には、それはエドワード一世の成文法に基くとされて

英米に於ける労働組合と共謀罪

いる。當時の訴訟手續が不完全であつたため、數人の者が共謀して他人を誣告し、又は他人の民事訴訟を不當に援助して權利のない者を勝たせることが屢々行われ、その弊害が甚だしかつたので、かゝる司法權の正當な行使を妨げるための共謀を、これらの成文法によつて犯罪としたのであつた。従つて共謀罪は、その初めに於ては、誣告及び訴訟幫助についての共謀に限られていた。

ところが、共謀罪の概念が、第十七世紀に星座裁判所 (Court of Star Chamber) によつて擴張せられた。星座裁判所は、刑事法について衡平法を行使した (普通法裁判所では處罰しないが、治安維持のために處罰することを要すると考へた行爲を、處罰した) のであるから、必要に應じて共謀罪の概念を擴張したのは當然である。當時、詐欺で處罰されない場合が多かつたので、星座裁判所は共謀の法理を先ず詐欺の場合に擴張した。このように、適用範圍の限られていた共謀罪を一度他の場合に擴張すれば、その後次第に更に擴張されて、その範圍が弾力性を持ち漠然となるのは、自然の成り行きであつた。星座裁判所が一六四一年廢止せられた後は、その管轄權は王座裁判所 (Court of King's Bench) に受け繼がれ、第十八世紀中に、犯罪を犯すための團結は素より、不法行爲又は契約違反をなそうとする團結、更に公益又は道德に反する行爲をしようとする團結も、共謀罪となるとの見解が行われるようになった。⁽¹⁾⁽²⁾

(1) その代表的な成文法は、Statute of Conspiracies, 1300, 28 Edw. 1, st. 3, c. 10 及び Ordinance of Conspiracies, 1305, 33 Edw. 1, st. 2 である。これらの成文法によつて作られた writ of conspiracy は、當時の他の writ と同様に、民事的なものであるか刑事的なものであるかは明らかでないが、実際には双方の性質の性質を有するものとされ、被害者は、刑事的に訴えることも、民事的に損害賠償を請求することもできた。

(二) 數人が團結して劇場で舞臺の役者に對してシーシーと云つた (Chiss) 場合にも、共謀となるとの意見も現われた。

(三) 共謀罪の沿革につき Holdsworth, op. cit., vol. 3, pp. 401—407, vol. 8, pp. 379—384; 高柳教授、前掲、日本タイムズ昭和二年六月一日、江家教授、「英米法における共謀罪」の中、早稻田法學二四卷三・四合併冊三六九頁ないし三六五頁 (昭和二四年)。

眼を轉じて、營業の自由に對する干渉についての當時の法理を見るに、營業自由の原則ということが特に強く主張せられ、營業制限 (取引制限) (restraint of trade) の契約は、一般的に、不法にして無効であるとの法理が確立していて、この點に關する指導的判決である *Mitchel v. Reynolds* (11) の判決せられたのは一七一一年であつた。營業制限の契約とは、通常何らか他の主たる契約に附隨してなされるのであつて (例えば、營業讓渡契約に附隨して、讓受人が競業しないと約し、又は雇用契約に附隨して、被用者が雇用契約終了後雇主と競業しないと約する如きである)、その制限が合理的な程度以上であるときは、公益に反し無効であるとせられるのであつて、右事件に於て *Parker, C. J.* は、その理由として、「營業の制限は、被制限者から生計の途を奪ふ弊害があるのみでなく、公益の見地からも、制限によつて社會はその有用な一員を失うに至る弊害がある」と云い、更に續けて「營業の制限は、例えば、常に營業の排他的利益を追い營業をできるだけ少數の者の手に歸せしめることに努力している法人によつて、又徒弟が就業して自己の競争者となることを妨げようとする親方によつて、大きな濫用がなされる傾向がある」と云つて (12)。

こういう時期であつたから、裁判所が、賃金の減額又は労働時間の延長を企圖してなした資本家の團結、及び賃金の増額又は労働時間の短縮を強行しようとしてなした労働者の團結を、不當であると考え、これを弾力性をもつた共

謀罪の中に包含せしめることは、極めて自然のことであつた。これらの團結は、多數の壓力によつて目的を達成しようとするものであり、これによつて労働者又は資本家の營業の自由を束縛しようとするものであつたからである。しかも、第十八世紀中頃からは、産業革命の進行とともに、(殊に紡績工業に於て)労働組合はしばしば、個々の労働者を脅迫し、資本家に對して暴力を用い機械を破壊する等不法な手段によつて目的を達成しようとして、労働組合の内部に於ける運営も多くは祕密主義で、組合員は非公開の委員會の決議に服従を強いられ、その指令に基づいてしばしば犯罪行為をも行わざるを得ないという状態になつており、他方經濟學說としても、やがて、アダム・スミスの國審論が出版され、マルサスの人口論が展開され、労働基金説が主張せられようとしている時代であつたので、裁判官が、労働者の團結を英國の利益に反すると考え、これを共謀罪として罰しようと考えたのは、寧ろ當然であつたのである。(五)

尤も、本來の意味に於ける營業制限の法理は、對内的問題、即ち營業制限の合意をした當事者間に於けるその合意の有効無効の問題であるのに反し、共謀罪となるか否かの問題は、對外的問題、即ちその合意(團結)によつて不利益を受ける第三者との關係を考慮しての問題であるが、右に引用した Parker, C. J. の意見によつても明らかなように、本來の營業制限の法理に於ても對外的問題も考慮されているのであつて、本來の營業制限の法理が共謀の問題にも影響を及ぼしたのも當然なのである。

(一) 營業の自由は、マグナ・カルタ第二九條の保障する「自由」の一部であることは、ヨークによつても説かれているところであり (Coke, Second Insti., 47)、第十四世紀以來營業に關し諸種の制限の法律が作られたということは、營業が自由であることを前提としていたわけである。エリザベス時代に、しばしば女王が特定の者に特定商品の製造・販賣・購入・使用につ

いて獨占權 (monopoly) を特許することが行われたが、かゝる獨占權の特許を不法にして無効であるとした判決がある。これも、法律によらない營業の自由の制限であつたからである (拙稿、前掲、季刊法律學三號三〇頁三一頁)。

この營業自由の原理は、諸種の制限が法律によつて科せられていた間は、實際上明白には意識せられなかつたが、これらの制限規定がなくなるとともに、營業自由の原理が明白に意識せられるようになったのである。

(二)、(1711), 1 P. Wms. 188.

(三) 營業制限の法理につき、末延教授「雇傭に於ける營業制限の特約」法協五一卷一一號一九九五頁、五二卷一一號二〇五三頁 (昭和八・九年)、拙稿、前掲、季刊法律學三號二四頁。

(四) 英米に於ける「營業」(trade)とは、企業のみでなく、労働者が自己の労働についてなす取引をも含んでいる。例えば、英國の trade union とは、労働組合のみでなく、資本家の團結をも含んでいるのである (現在の米國では、労働組合のことを labor union というのが通常であり、これは労働者の組合のみを指す)。

(五) Holdsworth, op. cit., vol. 11, pp. 479, 480; Gregory, op. cit., p. 20. なる Stephen, op. cit., vol. 3, p. 211 参照。

(六) 企業家間及び労働者間の營業制限の團結に關する法律問題には、この契約法上の問題と刑法上の問題との外に、更に不法行為法上の問題がある。これ、民事共謀 (civil conspiracy) の問題であり、刑法上の問題と同様に、對外的問題、即ちその團結によつて不利益を受けた第三者に對して不法行為となるかの問題である。

(七) 營業制限の特約も、その制限が合理的であるときは有効、不合理な場合に無効なのであつて、Maxim-Nordenfeldt Gun Co. v. Nordenfeldt, [1894] A. C. 556 に於ける有名な Lord Macnaghten の言葉にも、その「合理的とは、關係兩當事者の利益及び公益の點から見て合理的」であることを要する、と云つてゐる。

このようにして、争はあるが、第十八世紀に於ては、労働賃金の増額又は労働條件の改善を目的とする労働者の團結は、成文法の有無に拘らず、普通法上も共謀罪となるとの法理が行われていたと解すべきである。而して、英國に

英米に於ける労働組合と共謀罪

於てこの刑事共謀の法理が普通法上認められていたことが、米國の勞働法に大きな影響をもつたのである。何となれば、當時の英國の成文法は最早米國には適用がなかつた⁽¹⁾に反し、普通法の發展として刑事共謀の法理ができてきたとすれば、普通法を繼受した米國に於ても、その繼受した普通法から同じく刑事共謀の法理が展開すべきであると考えるのが、當然であつたからである。

(一) 米國は、植民當時(そしてそれは一般に、ジェイムス一世の即位第一年即ち一六〇三年とされている)の英國の普通法及び成文法を繼受したものとされている。その後(勿論一七七六年以前)の英國の成文法は、特に米植民地に適用あるものとして制定せられたもののみが、英國に適用があるのである。

四

前に述べたように、第十八世紀になつてから、勞働者の團結を共謀罪とする法律が個々の企業につき屢々制定せられていたが、同世紀の中頃から納まつた産業革命の結果、大多數の國民が勞働者となり、勞働組合が益々強力となり、しかも常規を逸すること多く、その上フランスに頗る過激な革命が行われたので、國會は遂に國內秩序を維持するには勞働組合を絶滅することが必要であると考えて、一七九九年及び一八〇〇年にすべての勞働者の團結を共謀罪とする一般的な團結法(Combination Laws)を制定するに至つた⁽¹⁾。多くの論者は、この成文法をもつて勞働組合に對する政策を根本的に變更したものであるとするが、前に述べたように、第十八世紀に既に普通法上刑事共謀の法理が行われていたと見るべきであり、従つて既存の法則を國會が制定法をもつて宣言し、その法則を強行する意思を一般人

に知らせたものと見るべきである。(二)(三)

(1) 39 Geo. III (1799), c. 81; 39 & 40 Geo. III (1800), c. 106. 後者は、前者の一部の修正を加えてこれを再規定したものである。これらの法律は Stephen, *op. cit.*, vol. 3, pp. 206—209; Holdsworth, *op. cit.*, vol. 11, pp. 496—498; Dicey, *op. cit.*, 96—102; Landis, *op. cit.*, pp. 14, 15.

(二) 普通法の法則を成文法を制定して宣言することは、當時屢々行われたところである。

(三) 團結法と、従前の個々の企業についての成文法とを比較するに、後者は、本来それぞれの企業を統制することを目的としたものであり(例えば、貸金率及び労働時間を公定し、その強行を期する)、労働者の團結を共謀罪として處罰するのは、寧ろこの主たる目的を達成するための附隨的なものであつたが、團結法は労働者の團結を罰することをその本来の目的としたものであつて、法律の性格を異にしていた。

一七九九年の法律の規定の大意は、次の如くであつた。(イ)労働賃金を増加し又は労働時間若しくは労働の量を減少せしめる目的を持つた、労働者その他の者の間の契約はすべて不法であり、かゝる契約を締結することは犯罪となる。(ロ)かゝる團結をなした者が、他人の雇用の拒絶又は離職を勧誘すること、及び雇主の雇入を妨害することも犯罪となる。(ハ)かゝる團結の結成又は維持の目的で開かれる會合に出席し又は出席を勧誘すること、及びかゝる團結のために贖金し又は集金することも犯罪となる。(ニ)これらの犯罪に對する裁判は、治安判事によつて略式に(即ち陪審を用いずに)なされる。

この法律に對する非難が強かつたので、國會はこの問題について再考慮し、一八〇〇年の法律を制定したのであるが、その中には一七九九年の法律の主な規定が殆んどそのまま再規定され、修正された主な點は次の如くであつた。

英米に於ける労働組合と共謀罪

(イ)一人の治安判事によつてでなく、二人の治安判事で裁判し、當該犯罪に係る企業のある治安判事は除斥せられる。(ロ)労働賃金を減少し、労働時間若しくは労働の量を増加するための雇主の團結をも、犯罪とする。^(一)

(ハ)労資間の紛争を解決するための仲裁手續を設けた。

(一)このようにこの法律は、雇主の團結をも労働者の團結と同様に共謀罪としたが、新しい企業組織の下に於ては、雇主は一人でも多數の労働組合に匹敵する力を持つており、しかも *Webb, op. cit., p. 73* の述べるところによれば、數千人の労働者は團結の罪により罰せられたが、雇主が同一の犯罪によつて處罰せられたという事件は、一つも記録されていないのである。

五

國會は、團結法を制定して、労働組合を結成すること自體を犯罪とし、これによつて労働運動を弾壓しようと考えたのであるが、それは、何が故に労働組合が結成せられ、労働運動が盛となつたかの理由を理解しなかつたものである。團結法による起訴が多くなされた結果、却つて労働者は同法による彈壓に反抗して極端な行動に出で、資本家もこれに對抗して暴力的な手段さえも使用するようになり、産業不安は更に増すこととなつた。他方に於て、新しい機械の採用とともに、労働賃金は次第に減少し、成年の男子の代りに婦人や年少者を使用するようになり、しかも一八一五年制定せられた穀物條例の結果食糧の價格が騰貴し、大衆の生活は益々悲惨となつて行つた。

このようにして團結法廢止の運動が興り、一八二四年に團結法廢止の法律が制定せられた。^(二) 同法は、(イ)労働者の團結に關するすべての既存の法律を廢止し、(ロ)労働者は、労働賃金、労働時間その他の労働條件の改善を得るため、

他人に労働の拒否を勧誘するため、又は企業の経営方法に干渉するために團結した故をもつては、普通法上も成文法上も共謀その他の理由をもつて刑事的に處罰せられることなく、(ハ)雇主の團結にも労働者の團結に對すると同様に免責し、(ニ)但し、これらの目的のため暴力又は脅迫を用いるときは、犯罪となり、そのための團結も犯罪となる、旨を規定した。

(1) 5 Geo. IV (1824), c. 95. この法律及び次に述べる一八二五年の法律とつき、Stephen, op. cit., vol. 3, pp. 212—219; Dicey, op. cit., pp. 190—200; Landis, op. cit., pp. 16, 17.

(2) 團結法の廢止に最も努力したのは、ロンドンの仕立職人 Francis Place であつた。

しかしこの労働者の勝利は永續しなかつた。右の法律によつて労働者はその束縛から解放せられたのであるが、彼等はこの新たに得た權能を、何等の自制なく極度に振り廻し、高賃金を要求し、罷業が相繼いで起り、しかも罷業には暴力と脅迫とが伴い、輿論はかゝる自由の附與に反對するに至つた。かくして次の國會に於て、同法の改正が企てられた。初めに提出された法案は、非常に反動的なものであつたが、一八二四年の法律の制定に努力した人々の努力によつて、緩和された形に於て一八二五年の法律が制定せられた。同法は、(イ)従前の團結法を廢止したことは前年の法律と同じであつたが、普通法の法則については何等言及しなかつた。次いで(ロ)暴力・脅迫を用いた場合に對しての規定を稍詳細にし、その手段についても暴力・脅迫の外に妨害という文字を加え、(ハ)労働者が自分達の労働賃金又は労働時間について相談し決定するのみの目的をもつて會合すること、及びこれらを確定するために合意することを、明示的に適法であると規定し、(ニ)雇主についてもこれと同様の免責規定を設けた。

英米に於ける労働組合と共謀罪

(1) 6 Geo. IV (1825), c. 129.

(二) この法律は、前年の法律と異り、これらの行爲をなす團結自體を單獨に處罰する規定を設けなかつた。それは、犯罪をなす共謀は、當然普通法上處罰し得ると考えたからである。

一般には、初めは、この法律と前年の法律との規定の差異を重大なものとは思わなかつた。第十九世紀の中頃から、勞働組合を職種別に全國的に統一する運動が起り、その全國的な連合體の強大な力で資本家に對抗するようになったので、資本家はこれに對して攻勢に出ようとしたが、一般には、一八二五年の法律は、勞働組合が同法の許す枠内に於て行動する限り、全く刑事問題とすることができないと考え、そしてその旨の判決もなされた。

ところが、一八五一年の *Reg. v. Rowlands* ⁽¹¹⁾ に於て、*Erle, J.* は、(イ)一八二五年の法律の脅迫及び妨害という文字を廣く解して、雇主に對して賃金の増額を要求し、その要求を貫徹するために、被用者に對して仕事を休むべきことを、又被用者以外の者に雇入を拒絶すべきことを勧誘することも、雇主に對する脅迫又は妨害であるとし、その行爲は同法による犯罪であり、そうするための團結は當然に刑事共謀であるとし、更に(ロ)成文法を度外視するも、雇主の營業を害する目的をもつて、即ち被用者に仕事を休むべきことを勧誘することによつて賃金の増額を強制する目的をもつてなす團結は、法(普通法)の違反であると述べた。この(ロ)によつて、普通法上の共謀罪の法理が復活することとなつた。^(五)

即ち、この判決によつて、一八二五年の法律と一八二四年の法律との差異の重大なことが明瞭にされた。一八二四年の法律には「普通法上も」共謀罪とせられることがない旨を明言していたから、右のような判決をする餘地がな

つたのであるが、一八二五年の法律にはその旨の規定がなく、且特に、労働者が労働賃金又は労働時間について相談し決定するのみの目的をもつて會合すること、及び労働者間で自分達の労働賃金又は労働時間を確定する合意をすることを列擧して、これを適法であると規定していたので、この狭い例外に該當する以外の労働者の團結はすべて普通法の適用を受け、普通法上の共謀罪とせられ得たのである。

尤も、一八二四年以前と全く同一の状態となつたわけではない。即ち、前に述べた *R. v. Journeymen Tailors of Cambridge* の事案のように、労働賃金の増額又は労働時間の短縮を得ようとする單純な團結は、右の例外規定の適用を受け、共謀罪とせられることはない。そして又、その要求を貫徹するためにその團結をなした労働者が個々に「自發的」に仕事を休んでも、犯罪とせられる筈がなく、更に進んで罷業の形を採つても、それが普通の平和的罷業であるならば、共謀罪として罰すべきではないとする傾向が強かつた。^(六) 裁判所がこういう態度を採つていたから、労働組合の存在價值が法律上もあつたのである。しかしこの線から一步でも出て、裁判官が好ましくないと考える目的のために又は裁判官が脅迫であると考える手段を用いて罷業をしたならば、共謀罪として罰せられる危険があつた。^(七)

(一) *Reg. v. Selsby* (1847), 5 Cox C. C. 495 n.

(二) *Reg. v. Rowlands* (1851), 5 Cox C. C. 436.

(三) 同判事は、更に、労働者は自分達の利益増進のためには團結しても差支ないが、他人を害する目的をもつてなす團結は、直接その他人に對して向けられた團結であつて、全く性質を異にし、法は前者を許すも後者を是認しない、と云つてゐる。

(四) 裁判官が、陪審に對する説示として述べたのである。

(五) しかも、このように復活した普通法上の共謀の法理は、一八六一年の *Offences against the Person Act, 1861* (34 &

英米に於ける労働組合と共謀罪

一 橋 論 叢 第三十三卷 第二號

25 Vict., c. 100, s. 41) によつて密かに成文法に採り入れられた。同法は「賃金率を引上げるための不法な團結又は共謀」と云つて居る。

(六) Crompton, J. in *Walsby v. Anley* (1861), 3 E. & E. 516, 523. 又 *Molestation of Workmen Act, 1859* (22 Vict., c. 23) は「一八二五年の法律の「妨害」という文字につき、労働賃金又は労働時間に關する要求を貫徹するため、他人に仕事を休むように脅迫を用いずして平和的に説得するのみでは、「妨害」とはならないと規定した。尤もこの點は、*Reg. v. Druitt* (1869), 10 Cox C. C. 592 によつて、「脅迫」を廣く解するようになったから、實效が少なくなつた。

七 普通法上も、そして又一八二五年の法律の脅迫行爲としても、罰せられたわけである。非組合員の解雇を要求してなす罷業の如き、その例である (*Walsby v. Anley* (1861), 3 E. & E. 516)。

六

普通法上の共謀の法理が復活して、それに従つて多くの労働者が處罰せられるようになるや、労働者の憤激をかい、罷業が頻發した。この労働者の動搖の結果、一八六七年労働問題についての調査委員會が設置せられ、その報告に基づいて一八七一年 *Trade Union Act* 及び *Criminal Law Amendment Act* が制定せられた^(一)。労働組合法の第二條は、「労働組合の目的は、單にそれが營業の制限であるとの理由のみによつては、不法と看做されず、従つてその合意を無効ならしめるものではなく、又その組合員を共謀罪その他の罪で起訴を受けしめるものではない」と規定した。労働組合が營業制限となる^(二)との理由のみで、處罰することがなくなつたのである。刑法修正法は、一八二五年の法律を廢止し、ピケッティングの許される限界を定め、不法な脅迫及び妨害の範圍を定めた。即ち、前者によつて労働組

合の合法性を認めながら、後者によつてその行動を制限する規定を設けたのである。

この程度の立法をもつてしては、労働者を満足せしめることができないことが、すぐに明らかになつた。労働者の處罰が續き、他人を罷業に参加せしめようとすれば、刑罰を受けることを覺悟しなければならなかつた。しかし、グラッドストンの自由党内閣(一八六八年—七四)は、それ以上法律を改正することに反對し續けていた。

(1) Trade Union Act, 1871, 34 & 35 Vict, c. 31; Criminal Law Amendment Act, 1871, 34 & 35 Vict, c. 32. これら 5 § 法律に「Stephen, op. cit., vol. 3, pp. 224, 225; Landis, op. cit., pp. 21, 22.

(二) ここに營業の制限とは、本來の意味、即ち團結をなした當事者間に於ける對内的の意味から轉化して、その團結が第三者(雇主)の營業の自由に束縛を加えるという對外的の意味に用いられている(三の註六參照)。營業制限をこの意味で用いることは、既にその前から始められており(Landis, op. cit., p. 19 參照)。又この意味の conspiracy in restraint of trade という概念が後述の米國のシャーマン法にも用いられている。この點につき、大隅教授「英國ロンドン・ロウにおける獨占及び取引制限」の中、法叢五三卷五・六合併號二四三・二四四頁參照。拙稿、前掲、季刊法律學三號二五頁(殊に二八頁)は、この點につき、營業制限(取引制限)の本來の意味に執着し過ぎた嫌がある。

一八七四年の總選舉に際しては、労働組合は既に政治上の一勢力となつており、保守黨の領袖はこの勢力を認識し、保守黨候補者は刑法修正法の廢止を公約した。この總選舉に於て自由黨が不測の敗北を喫した原因が、労働組合の反感のみによつたものであるか否かは、一つの問題であるが、この總選舉の結果グラッドストン内閣が倒れ、それに代つた保存黨のジスレリ内閣(一八七四年—八〇年)の下で、一八七一年の刑法修正法が廢止せられ、その代りとして Conspiracy and Protection of Property Act, 1875⁽¹⁾ が制定せられた。そしてその第三條は、「二人以上の者が、勞

働争議を企て又は遂行するために、如何なる行爲をなし又はなさしめる合意又は團結をなすも、その行爲が一人で行つた場合に犯罪として處罰されない行爲であるときは、共謀罪として起訴されることがない」と規定した。この規定によつて、漠然とした共謀罪の法理を労働組合に對して適用することが、終局的になくなり、以後労働組合に對する共謀法理の復活ということが起らなかつた。

尤も、その後も、裁判所が他の方面で労働組合に不利益な判決をすることが、絶無となつたわけではない。民事共謀(civil conspiracy)の法理^(三)が、その最たるものである。なお、その後の労働組合及び労働争議に關する立法としては、Trade Disputes Act, 1906; Trade Union Act, 1913; Trade Disputes and Trade Unions Act, 1927 等が制定せられた。

(1) 38 & 39 Vict., c. 86. の法律と『Stephen, op. cit., vol. 3, pp. 225—227; Dicey, op. cit., pp. 266—272; Landis, op. cit., pp. 24—26.

(11) Webb, op. cit., pp. 286—291.

(三) 他人を害する目的で共謀し、他人に損害を與えた場合には、不法行爲となるという法理であり、しかもこの法理を適用するに當つて、資本家の團結の場合に比し、労働組合について不利益に適用してゐるのである(Gregory, op. cit., pp. 31—51; 拙稿、前掲、季刊法律學三號五〇頁ないし七五頁)。

米國に於ける勞働問題に關する最古の判決は、一八〇六年のフィラデルフィアの裁判所の *Philadelphia Cord-wainers' Case* ⁽¹⁾ であるとされている。靴職人が組合を作つて、雇主達に勞働賃金の増額を要求し、雇主達に、組合員は組合で定めた賃金表以下では働かず、且それ以下の賃金で働く職人を使つてゐる雇主の下では働かないと通告した事件であつて、裁判所は、勞働賃金の増額を要求する團結は刑事共謀となるとの英國の法理を、そのまま適用した。

當時の米國の裁判官の多くは、英國裁判官の採つた態度をそのまま受け入れる傾向のある連邦派 (*Federalists*) の人から成り、しかも三の最後に述べたように、第十八世紀に英國裁判所は普通法上刑事共謀の法理が存在するとしていたから、これに従つて裁判したのは、寧ろ當然であつた。この趣旨の判決が、その後三十年の間、東部諸州に於て行われていた。中には多少讓歩して、團結して勞働賃金の要求をしても、その手段が平和的罷業であるときは共謀罪とならないとの傍論も現われてはいるが、それらはいずれも、當該事件の判決としては、本件はその手段が不當であるとか、目的が不當である (例えば、非組合員の解雇要求) とかの理由で、被告人を有罪としたものであつた。 ^(二)

これらの判決に對して、勞働者が反感を持つたことは、云うまでもない。彼等は働く權利と同時に働かない權利をも有してゐると信じていたに拘らず、その働かない權利を團結して行使すると、處罰せられたからである。そして一般民衆にも、これと考えを同じくする者が多くなり、陪審が、裁判官の説示する共謀罪の構成要件が明らかに證明されてゐるにも拘らず、有罪の評決をなすことを拒否したことをさへあつた。 ^(三)

(1) (1806), 3 *Commons & Gilmore* 59.

(1) *Landis*, op. cit., p. 31; *Gregory*, op. cit., p. 26.

(三) Gregory, op. cit., p. 27.

右に述べた裁判所の態度を、始めて變更したのは、一八四二年のマサチューセッツ州の最高裁判所の判決たる Commonwealth v. Hunt⁽¹⁾ である。これは、非組合員を使用した雇主に對して罷業をなして、その非組合員を解雇せしめた靴職人組合の七人の幹部を、處罰した判決に對する上訴審の判決である。この判決に於て Chief Justice Shaw は、「本件公訴狀に記載するところは、組合がその職業に従事するすべての者を勧誘して組合員たらしめる意圖を有していたというに盡きる。而して、そのこと自體は、組合の權力を確保することを企てたのみであつて、その權力は有害な目的のために用い得ると同時に、有益な目的のためにも用い得るのであるから、不法ではない。有害な目的を有していたのならば、そのことを公訴狀に明確に記載しなければならない」と云つて、原判決を破毀し、被告人を放免した。即ち、勞働組合もその目的如何によつては必ずしも不法ではないとしたのである。尤も、本件の組合の目的如何は、公訴狀に記載なくとも明らかであつた。而して、このように判決したのは、決して *Stear* が勞働者に好意を持つた裁判官であつたからではなく、彼が新聞によつて、本件を有罪とすれば勞働者の反抗が兇暴になるであろうことを知り、その結果米國の初期の工業を破壊してしまうに至るかも知れないことを恐れたからである、とされている。^(三)

この判決は、右に述べたように、決して刑事共謀の法理を拒否したのではなく、公訴狀の瑕疵という技術的な問題によつてなされたのであつたが、有名な裁判官が、従前と同様の事件について、無罪の判決をしたのであるから、刑事共謀の法理は、實際上大きな打撃を受け、その後内亂戦争（一八六一年—六五年）が起るまでの間は、この法理によつて處罰することは極めて稀となつた。^(三)

(I) (1842), 4 Mercalf 111.

(II) Gregory, op. cit., p. 28.

(III) Landis, op. cit., p. 33.

内亂戰爭中及びその後には、労働組合の行動に對する反感が強くなり、一時反組合的な立法が諸州の立法府によつてなされ、又裁判所もこれに應じて、再び労働組合の幹部を共謀罪をもつて處罰することが多くなり、一八七〇年代の労働不安時代にその傾向に拍車がかげられた。^(一)しかし、この一八七〇年代の労働不安の極點として起つた一八七七年の鐵道罷業に際して、罷業に對する差止命令 (injunction) が米國で始めて發令され、このいわゆる労働差止命令^(二)が、罷業に對して、刑事共謀の法理よりもより有效な對抗手段であることがわかつたので、その後は専ら差止命令を利用することとなり、刑事共謀の法理によつて起訴することは事實上行われなくなつた。^(三)このように、米國では刑事共謀の法理が、事實上の問題として消滅してしまつたのである。

その後一八九〇年に制定せられた Sherman Act 中には、「營業を制限する共謀」(conspiracy in restraint of trade)^(四)及び「獨占的共謀」(conspiracy to monopolize) という概念が用いられた。同法は本來、巨大な資本の團結に對して一般消費者を保護する目的をもつて制定せられたのであるが、労働者の團結に對しても適用せられるようになり、労働組合に對して同法に基く差止命令で屢々發せられることとなつた。同法は、違反者に對して、刑罰・差止命令・損害賠償の三種の制裁方法を規定しているのであるが、右に掲げた共謀を理由とする労働者の處罰というところは、重要な問題とならなかつた。このようにして、その後の米國労働者の努力は、主として労働差止命令の禁止に

向けられた。そして一九三二年に、労働差止命令を原則として禁止する Norris-La Guardia Act が制定せられ、他方、労働者の團結權・團體交渉權が、Norris-La Guardia Act を經じ、一九三五年の Wagner Act によつて確立せられ、次いで一九四七年の Taft-Hartley Act の制定となつたのである。^(六)

(一) Landis, op. cit., p. 34.

(二) 労働差止命令とは、労働者の不法な行爲によつて償ふことのできない損害が生ずる虞あることを理由として、その現になし又はなそうとする行爲を禁止する裁判所の命令である。この命令に違反したときは、裁判所侮辱となり、略式で（即ち陪審裁判によらずに）處罰される。従つて、多くの場合重大な損害が起つてから起訴し、しかも陪審裁判によつて裁判する、共謀罪よりも、労働差止命令の方がより有効適切な對抗手段なのである。労働差止命令については多くの文献があるが、我が國のものとして、有泉教授「レイバー・インジャンクション」法律時報二一卷六號三〇七頁（昭和二十四年）、拙稿「労働爭議と差止命令」法律タイムズ一卷三號一二頁（昭和二十二年）。

(三) Landis, op. cit., p. 36; Gregory, op. cit., p. 30

(四) 六の最初の註二參照。

(五) 吾妻教授「シアーマン法とアメリカの労働規制」法律時報一八卷三號七五頁、四號一三三頁、六號二二九頁（昭和二十一年）。

(六) ここに引用したのは、いずれも連邦法である。各州法も、大體同様の傾向を有していると考えて、大過ないであらう。